

構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（第28回）議事録

日時 平成27年3月26日（木）14:00～15:30

場所 永田町合同庁舎7階 特別会議室

出席者 （委員） 樫谷委員長、今野委員、島本委員、山根委員
（関係府省庁）

警察庁交通局交通企画課 稲盛理事官

国土交通省自動車局技術政策課 島課長

国土交通省自動車局自動車情報課 小林課長補佐

農林水産省生産局農産部技術普及課 上原課長補佐

環境省自然環境局野生生物課 中島課長

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護業務室 堀内鳥獣保護管理企画官

経済産業省商務流通保安G

鉱山・火薬類監理官付 吉野鉱山・火薬類監理官

厚生労働省医療食品局食品全部企画情報課

検疫所業務管理室 小平室長

（事務局）

富屋室長代理、渡邊参事官、森参事官、富田参事官、長屋参事官、
赤川参事官補佐

1. 開会

（樫谷委員長） それでは、第28回評価・調査委員会を始めたいと思います。

2. 地域活性化部会報告

（樫谷委員長） 議事次第に沿って進めたいと思いますが、本日は、平成26年度評価意見、未実現提案に係る調査審議意見について意見を取りまとめたいと思います。

本年度審議を行った案件は、資料1及び資料2に記載のとおりであります。まず、各部会より部会における検討結果について報告をいただきたいと思います。

初めに、地域活性化部会の検討結果について、資料3に基づいて、地域活性化部会長として私より報告をしたいと思います。

資料3でございます。

地域活性化部会では、3件の特例措置について、全国展開に関する検討を行いました。また、3件の未実現提案について、調査審議を行いました。加えて、特例措置番号506（513）について、報告を受けました。

評価につきましては、審議が終了した2件について御報告いたしたいと思います。評価意見案については、事務局より報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(森参事官) 事務局より説明させていただきます。

資料3の2ページをごらんください。

評価意見でございますが、1件目は、①特例措置番号105(106・107)・1222についてでございます。

②搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業。

③省令、告示、通達でございます。

④特区における規制の特例措置の内容は、一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、一定の公道において、搭乗型移動支援ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とするものでございます。

⑤評価でございます。地域を限定することなく全国において実施。

⑥この評価の判断の理由等につきましては、まず、関係府省庁の調査によれば、本特例措置の実施による弊害の発生は認められなかった。一方、搭乗型移動支援ロボットの安全性について引き続き注視する必要があるとのことであった。

また、評価・調査委員会における調査におきましては、本特例措置を活用した事業により、実用化に向けたノウハウの蓄積やロボット関連産業の雇用者数の増加といった効果が確認されております。

以上から、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じておりませんので、全国展開を行うものであります。

⑦今後の対応方針につきましては、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うことであります。

⑧全国展開の実施内容は、上記の⑦、今のとおりでございます。

⑨全国展開の実施時期は、平成27年度中に措置でございます。

(富田参事官) 続きまして、資料3の3ページをごらんいただきたいと思います。

①特例措置番号1013の評価意見でございます。

②特定事業の名称でございますが、農業関連事業普及指導員任用事業でございますが、もともと国の普及指導員につきましては、国の資格試験に合格した者に限られるということでございますが、幅広い人材の活用が困難という問題がございました。

④特区における規制の特例措置の内容ということで、農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリストを普及指導員の任用資格を有する者として扱うことを可能とするということで、県知事の判断によって、国の試験に合格した者以外についても、普及指導員として扱うことを可能にする内容でございます。

⑤評価でございますが、地域を限定することなく全国において実施するというところでございまして、⑥この判断理由としましては、関係府省庁の調査によれば、これは農林水産

省でございますが、特例措置の適用を受けた都道府県は1県のみ、埼玉県のみでありましたけれども、特段の弊害は認められなかったということでございます。

評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用して、農産加工品の売上高の増加あるいは農業経営の多角化等の効果が確認されたわけでございます。

以上によりまして、本特例措置の活用による効果が確認され、また、特段の弊害も生じていないため、全国展開を行うということでございます。

⑦今後の対応方針としましては、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこととしたいと考えております。

⑧全国展開の実施内容は、上記のとおりでございます。

⑨その時期につきましては、平成27年度中に措置を行うものでございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいまの地域活性化部会において作成いただきました評価意見案について、御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

関係省庁は、何かございますか。

それでは、ただいまの地域活性化部会作成の評価意見案を委員会評価意見として了承することとしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、委員会評価意見として了承することとしたいと思います。

それでは、関係省庁の方は御退席をお願いします。

(警察庁、国土交通省、農林水産省退室)

(国土交通省、経済産業省、環境省入室)

(樫谷委員長) 続きまして、本部長より諮問いただきました未実現提案に係る平成26年度調査審議について地域活性化部会の検討結果を報告したいと思います。

地域活性化部会では、3件について検討を行いました。内容につきましては、事務局より御説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(森参事官) 説明させていただきます。

まず、地域活性化部会の報告でございます。

先ほどの資料3の4ページになります。

平成26年度調査審議意見(案)でございます。

まず、1件目は案件名「ご当地ナンバー(第2段)導入基準の緩和」でございます。

意見案は、本提案につきましては、提案者において、次回の募集が行われる場合には、審議を踏まえ、自動車登録台数等の導入基準を満たした上で応募が可能となるよう十分に

検討を行うべきである。

また、関係府省庁は、提案者から相談があった場合は応じられたいとございます。

意見の考え方でございます。

まず、ナンバープレートの地域名には、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局名等を表示することとされております。ご当地ナンバーは、地域振興や観光振興に活用したいという地域からの要望に応じまして、特例的に新たな地域名を採用したものであります。なお、これまで募集を2回実施しており、いずれも終了しております。

提案者は、地域特性に応じたご当地ナンバーの導入を実現するため、提案時点においては、ご当地ナンバー（第2段）の導入基準につきまして、自動車登録台数を10万台超とする要件、また、都道府県が申請することとする要件などの緩和を要望されました。審議におきましては、ナンバープレートの地域名が無制限に拡大することのないよう、また、世界遺産を有する地域についてご当地ナンバーを認めるよう要望されているところでありました。

他方、関係府省庁によれば、自動車のナンバープレートに表示する地域名は、車両台数、地理的な状況などのバランスを考慮して、全国的な視点から定めているものであるとのことです。

ご当地ナンバーが拡大することによる手続・手数料等の利用者負担の増大や、徴税・警察等の行政事務への影響等を防ぐため、10万台という一定のまとまりを地域の対象とすることが不可欠だ。また、ご当地ナンバーの導入に伴い、都道府県において徴税やワンストップサービスシステム等の関係システムの改修も必要となります。そのための予算措置が不可欠であることから、都道府県を申請者として要望を行うことが必要であるとしておりました。

これらの理由によりまして、ご当地ナンバーの導入基準を特定の地域だけ例外的に取り扱うことを不相当としておられます。

また、現時点において次回の募集は実施の有無を含めて未定ということでございます。

審議におきましては、世界遺産を有することを要件として特例措置を講じることは、それぞれの地域における自動車登録台数やコスト負担能力等の規模に相当の開差があり要件とすることは適当でないという御指摘がなされました。

また、次回の募集が行われるかは未定であります。仮に前回と同様の導入基準により募集が行われる際には、近隣市町村との連携などによりまして、要件を満たすように検討すべきであるという御意見も出されたところでございます。

したがって、本提案につきましては、提案者において引き続き実現に向けた方策の十分な検討が必要であります。また、関係府省庁は提案者から相談があった場合は応じられたい。

引き続きまして、第2件目でございます。次の5ページをお開きください。

案件名「狩猟の要件緩和（狩猟期間の延長）」でございます。

意見案でございます。

本提案につきまして、関係府省庁は、平成26年12月に鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針を改正されまして、指定管理鳥獣、ここでいうニホンジカとイノシシの積極的な捕獲を図ることとしたところでありますが、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であることを通知等により提案者に対して周知するとともに、提案者よりさらなる課題が生じたとの相談があった場合には必要な対応をされたいというものでございます。

意見の考え方でございます。

狩猟もしくは許可捕獲により捕獲する場合を除き、鳥獣の捕獲は原則禁止とされております。狩猟期間につきましては、10月15日から4月15日とされておりました、狩猟期間においては、狩猟者登録することによって狩猟鳥獣を捕獲することができます。また、狩猟期間以外については、先ほど言っております許可捕獲、許可を得ることにより捕獲が可能であるという制度になっております。

提案者は、狩猟者の積極的な狩猟参加、また、女性や若者の狩猟参加を通じまして、ニホンジカ、イノシシの捕獲数の増加を図ることにより、農林業被害を防止する目的、また、捕獲数が増加しております鳥獣をジビエに利用することによる地域産業の振興などの目的から、狩猟期間の通年化を要望されておられます。

これに対し、関係府省庁からは、平成26年5月に改正されました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づきまして、同年12月に鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針を改訂されておられまして、指定管理鳥獣の積極的な捕獲を図ることを定められております。こういったことから、許可捕獲におきまして、狩猟期間を延長することなくニホンジカ及びイノシシのさらなる捕獲が可能となったとの説明がなされたところでございます。

調査審議におきましては、提案者の主たる目的であるニホンジカ、イノシシの捕獲数の増加及びジビエの振興が、この許可捕獲により達成できるのかという議論がなされまして、提案者より、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であれば目的は達成できる、したがって、その旨を周知徹底してほしいという意見が出されたところでございます。

したがって、関係府省庁は直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であることを明確化するために、提案者に周知するとともに、提案者よりさらなる課題が生じたとの相談がありました場合には、必要な対応を行うべきである。

以上でございます。

(渡邊参事官) 1ページおめぐりいただきまして、3件目、火薬類を用いて製造される製品(火工品)の無許可製造に係る適用範囲の拡大でございます。

意見案でございますが、本提案について、提案者は、関係府省庁と連携した上で、火薬類取締法に係る特則承認制度の活用をもって事業者の負担が軽減されるよう対応されたい。

また、関係府省庁は、特則承認の申請に際し必要となる資料等について、提案者と連携

をした上で、事業者の負担を軽減すべく適切に助言されたいというものでございます。

意見の考え方についてでございます。

火薬類を用いた製品の製造は経済産業大臣の許可が必要でございますが、その許可に際しましては、製造施設及び製造方法が経済産業省令で定める技術基準に適合していること等が必要となっております。また、製造の許可を受けた製造事業者は、自己の用に供する、経済産業省令で定める技術基準に適合しました火薬庫を占有または所有しなければならないとされてございます。なお、製造設備等に係る技術基準を緩和する制度といたしまして、取り扱う火薬類の組成、薬量、形状等に応じ各種基準を緩和する特則承認制度が設けられてございます。

提案者におかれましては、ごく少量の火薬を含む既製の電気導火線を加工する場合、火薬取締法第3条に定めのある経済産業大臣の許可を不要とすること、あるいは、製造業者であっても、既製の電気導火線を保管する場合は、2,000個以下であれば保管庫を不要とすることを要望してございます。なお、特則承認制度でございますけれども、火薬メーカーではない中小企業にとっては、申請に必要なデータ等の収集が困難であるため、活用が難しいといった意見が審議の場に出されたところでございます。

これに対しまして、関係府省庁によりますれば、電気導火線は、電線に電流が流れた際に起爆する構造ではありますけれども、火薬類の特性から、ごく少量の火薬を含む火工品であっても、不注意等による人的事故や物的事故が発生していることから製造の許可を不要とすることはできないというお話がございました。

また、特則承認制度の活用につきまして、申請に必要なデータを、例えば、外部委託によって取得することもできますし、また、どういったデータが必要であるかということにつきましての相談に応じることも可能であるといったことがございますので、この特則承認制度を用いて行うべきではないかという見解が示されました。

そうしましたことから、提案者は、まずは特則承認制度の活用をもって、事業者の負担が軽減されるよう図るべきである。ただ、関係府省庁は特則承認の申請に必要な資料等について適切に助言すべきである。

この特則承認制度の活用をもってしても、提案者の要望に応えることが困難な場合については、また再度提案していただきたいという考え方でございます。

以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

ただいま、地域活性化部会において作成されました調査審議意見案につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの地域活性化部会作成の調査審議意見案を委員会意見として了承することとしたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) 関係府省も、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

御異議がないようでございますので、委員会意見として了承することとしたいと思いません。

それでは、どうぞ御退席ください。

(経済産業省、国土交通省、環境省退室)

(樫谷委員長) 続きまして、特例措置番号506(513)「外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業」につきまして、地域活性化部会において関係府省庁から報告を受けました内容につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

(長屋参事官) それでは、御報告申し上げます。

資料3の9ページをごらんください。

「外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業」でございますが、外国人技能実習生の受け入れは、常勤職員50人以下の中小企業等が受け入れる場合には、1企業当たり原則3人ということが全国に適用されているルールでございますけれども、一定の要件を満たす地域として特区の認定を受けますと、この3人までの枠が6人までに拡大されるという特例措置でございます。

これにつきまして、10ページをごらんください。

平成23年度に当評価委員会において評価意見が出されておりますが、そこでは、⑤の評価において「特区において当分の間存続」とされております。

この特例措置につきましては、⑥でございますが、一方で、経済効果、社会的効果の発現が認められ、他方で、外国人技能実習制度一般にかかわる問題として、労働法令違反などの問題があるということで、このような評価になっているものでございます。

⑦の今後の対応方針の中で、規制所管省庁は、特区における技能実習制度の適切な運営の確保に取り組むこと等とされておまして、規制所管省庁は、これらの状況について、平成26年度、今年度に評価・調査委員会に報告するものとされております。

この今後の対応方針を受けての今回の報告でございます。

8ページをごらんいただきますと、これが先日の地域活性化部会において法務省入国管理局から報告された内容でございます。

「1 地方公共団体が行う定期的な訪問調査・報告について」ということで、平成25年度、26年度に報告を求めましたところ、技能実習生の失踪の事例が幾つかありましたという結果でございます。

「2 取組状況を踏まえた本特例措置についての考え方」といたしまして、一方、外国人技能実習生一般の問題につきましては、「『日本再興戦略』改訂2014」の中で、一定の優良な事業者については、受け入れ枠数の拡大を認めるということが言われております。法務省においては、外国人技能実習制度の見直しの一環として、この受け入れ枠の拡大を27年度中に実施する予定だとしておまして、現在、国会に新法を提出している状況とい

う報告でございました。その実現によって、いわば全国展開された形になるので、この特例措置は必要なくなるのだというのが、法務省の御報告でございました。

これを受けまして部会において質疑が行われましたところ、法案成立を前提といたしまして、果たして本特例措置が、その新法の制定、また、それに伴う各種の措置によって全国展開と言える姿になっているのかどうかということについては、法務省と私ども事務局との間で詰めて、来年度、評価・調査委員会に報告してもらいたいということになったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

本件につきましては、関係府省庁より改めて評価・調査委員会へ報告をいただきたいと思っております。

3. 医療・福祉・労働部会報告

続きまして、医療・福祉・労働部会の検討結果につきまして、資料4に基づきまして報告をお願いしたいと思います。

(厚生労働省入室)

(樫谷委員長) 厚生労働省の方に入室いただきましたので、医療・福祉・労働部会の部長であります今野先生をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(今野委員) 医療・福祉・労働部会では、1件の未実現提案についての検討を行いました。

調査審議意見案については、事務局から説明をしていただきます。よろしくお願いします。

(渡邊参事官) では、御説明いたします。

資料4、2ページ目のところでございます。

案件名でございますが、「旅客船専用港湾における『検疫港』の臨時指定」でございます。

意見案でございます。

関係府省庁は、国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討されたい。そして、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、検疫港の指定に向けた審査と指定に必要な諸準備をされたい。検討に際しては提案者との緊密な連携により行うこととし、その状況については評価・調査委員会に報告されたいというものでございます。

意見の考え方でございます。

検疫港は、国内に存在しない感染症の病原体が我が国に侵入することを防ぐため、限りある検疫所の体制での実効性を確保するために外航船の検疫可能な港湾を指定しているものでございます。入港が年間100隻以上は見込まれること等の要件を満たす港湾が、検疫港

として指定されているところでございます。

提案者は、旅客船専用港湾である別府港において国際クルーズ船の誘致を図るため、検疫の実施を可能とすることを要望としており、近隣の大分港の飛び地として検疫区域を設定することを提案しております。審議において、必要な検疫業務の簡素化を求めることではないという意見が、提案者から表明されております。

関係府省庁でございます。海外からの感染症侵入リスクが高まり、水際対策の強化が求められる中、限りある体制のもと確実かつ効率的な防疫を確保する観点から、全国統一的な基準で検疫港・検疫区域を定めていく必要がある。そうしたことから、特区として基準を緩和して非検疫港に検疫区域の指定を行うことは困難としております。審議においては、仮に別府港で検疫業務を行う場合においては、必要な体制の確保が求められるとともに、別府港を検疫港として指定する必要があるとの御意見が表明されました。

審議においては、外国人観光客を増加させることは地方創生の観点からも極めて重要であり、国際クルーズ船の受け入れ拡大に向けて、入港隻数以外にも一定の要件を満たす港湾については検疫港として新たに指定することを検討すべきであるとの意見がございました。

検討に際しましては、旅客船に特化した港湾であること、相当数の旅客数が見込まれること、検疫港に指定することにより、外国人観光客の増加及びそれに通じた経済効果が見込めること等の観点に留意すべきである。検疫港に指定後、当初の見込みに達しなかった場合は、指定を取り消すこともあわせて検討すべきであるとの意見がございました。

一方で、検疫港の指定に当たりましては、検疫区域における漁業権の取り扱い等に関する地元合意が必要であるということがございましたが、別府港におきましてはこの地元調整が十分進められていないことも明らかになりました。

1 ページ、おめくりください。

したがって、関係府省庁にあっては、上記意見も踏まえ、指定基準において、一定の要件を満たす港湾を特例的に検疫港として指定することを可能とするよう検討すべきである。また、提案者においては、検疫港として指定されることを要望するのか否か、検討した上で要望するという結論に達した場合においては、地元関係者間の合意取得を進められたい。その際、関係府省庁は、提案者による地元合意に係る関係者の範囲、調整手続等について助言を行い、指定に係る要件の検討に際しても提案者と緊密に連携して取り組むべきである。関係府省庁は、地元合意取得が示された際は、速やかに検疫港の指定に向けた審査と、指定に向けた体制の確保など必要な諸準備を行うとともに、地元自治体もこれに積極的に協力されたい。

提案者における調整状況及び関係府省庁による検討状況については、評価・調査委員会において報告されたい。また、別府港を特例的に検疫港として指定する場合には、指定後の一定期間後に、実績が当初の見込みに達しない場合には、特例的な指定の取り消しを行うことも検討すべきである。

なお、人口減少等の将来の社会情勢に鑑み、関係府省庁は、検疫港の指定基準そのものについても、必要に応じ見直すことも検討されたい。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

本件につきまして、関係府省庁より改めて評価・調査委員会への報告をいただきたいと思えます。

(小平室長) 今の御説明のとおり、自治体から、今回の提案のとおり、要望するという結果が出ましたら、地元の合意等もまた進められたということの報告を受けましたら、また私どもで自治体と連携しながら審査等を進めてまいりたいと思っております。

(樫谷委員長) そういうことで、ただいまの医療・福祉・労働部会において作成いただきました調査審議意見案につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山根委員、どうぞ。

(山根委員) 「人口減少等の将来」の、最後の1文は、具体的な背景みたいなことは教えていただくことは可能ですか。

(樫谷委員長) どうぞ。

(渡邊参事官) 事務局からお答えさせていただきたいと存じます。

例えば、100隻ルールとか、これにかわって、例えば、何人とかという基準をつくる、これは確かに必要なことだろうという意見が、部会の中の議論で出ました。

さはさりながら、これから先、人口がどんどん減っていくと、果たして、100隻とか、人数というものをどこまで高目に設定するといいましょうか、そういうことをしておく必要があるのだろうかという議論が出ましたので、将来、人口動態と社会情勢が変わってくるわけですから、それに対応する形で、100隻基準であるとか、あるいは何人とかという人の高さというのでしょうか、何人以上といったところは見直して行って、我が国のありよう、あるべき姿に合うような形にしていくべき、柔軟に対応していくべきではないだろうかというお話でございます。

(山根委員) わかりました。ありがとうございます。

(樫谷委員長) よろしゅうございますか。部会長は何かございますか。

(今野委員) 特にないです。

(樫谷委員長) よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの医療・福祉・労働部会作成の調査審議意見案を委員会調査審議意見として了承することとしたいと思えますが、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(樫谷委員長) ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、委員会調査審議意見として了承することとしたいと思います。

厚生労働省には、御退席いただきたいと思います。ありがとうございました。

(厚生労働省退室)

4. 平成26年度評価意見及び調査審議意見について

(樫谷委員長) 以上、2部会からの報告を踏まえ、評価・調査委員会としての平成26年度の意見を取りまとめることとしたいと思います。

事務局から資料を配付いただきたいと思います。

(資料配付)

(樫谷委員長) それでは、評価・調査委員会としての意見案について、私より簡単に御説明したいと思います。

まず、「1. はじめに」についてでございますが、ここでは、当委員会の役割及び今年度の検討の概略について記載しております。

続きまして、「2. 平成26年度の評価について」でございますけれども、まず、(1)、本年度の評価の進め方について簡潔に記載しております。

(2)につきましては、評価の意見の概要を記載しております。

具体的には、本年度の評価の対象となっていた3件の特例措置について、評価意見の概要を説明しております。なお、特例措置番号1224「45フィートコンテナの輸送円滑化事業」につきましては、現在、関係府省庁と評価意見を調整中でございますので、後日、評価意見を決定し、追記したいと思います。

続きまして、「3. 平成26年度調査審議について」でございます。

まず、(1)といたしまして、本年度の調査審議の進め方について簡潔に記載しております。

次に、(2)として、調査審議意見の概要を記載しております。具体的には、本年度の調査審議の対象となりました4件につきまして、調査審議意見の概要を記載しているわけでございます。

最後に、「4. おわりに」でございますが、構造改革特区制度に寄せられる期待を踏まえまして、関係府省庁に一層の取り組みをお願いして、結びといたしております。

なお、別紙というものがついておりますが、別紙については、各部会長から先ほど御報告いただきました案件ごとの意見案の取りまとめでございますので、添付は省略しておることとさせていただきます。

ただいま御説明いたしました意見案につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これでよろしゅうございますか。

それでは、本日の案にて、評価・調査委員会の意見として、後日、特例措置番号1224の評価意見について決定した後、構造改革特別区域推進本部長に提出することとしたいと思います。

5. 新たに適用された特例措置の評価時期の設定について

(樫谷委員長) それでは、本日最後の議事となりますが、認定が初めて行われました規制の特例措置の評価時期の設定につきまして、資料5に基づきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

(赤川参事官補佐) 事務局から御説明させていただきます。

資料5で「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期に係る意見(案)」をお示ししてございます。

特例措置の評価時期につきましては、こちらの評価委員会において検討を行っていただき、構造改革特別区域推進本部長に意見を提出することとなっております。

今般、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置というものが2件ございますので、この2件につきまして、関係府省庁から提出のありました調査スケジュールに基づき、評価時期を検討するものでございます。

具体的には、資料5の1ページ目の表にございますとおり、2件の特例措置について、平成27年度に評価することとしてはどうかという案を作成させていただきました。

以下、内容について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目、特例措置の内容としましては、タイトルにございますとおり、「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業(105(106・107・108)・1222)」というものでございます。

こちらは、108がつかないものとして、先ほど全国展開という御評価をいただいたところではございますが、今般、新しく108という特例措置が平成26年12月に追加となりましたので、この追加部分について評価を行うものでございます。

加わった内容でございますが、このページの真ん中に<主な要件>がございまして、この特例措置は、搭乗型移動支援ロボットの实証実験を行うための特例措置なのですけれども、主な要件の一番下に下線部で引いてございまして、保安要員に関する要件緩和が行われておりまして、「ただし、実証実験において既に使用され、保安要員として業務を安全に行えることが確認された搭乗型移動支援ロボットについては、搭乗することができる」という、新しい措置が講じられました。

これは現状の実証実験では、保安要員という方を必ずつけなければいけなくて、その方は地上において実証実験を見ていなければならなかったのですが、今般の特例措置として追加された108は、この保安要員も搭乗型移動支援ロボットに搭乗した状態で実証実験を行うことができるという特例措置でございます。

こちらの特例措置につきましては、平成27年1月現在で3件の認定がある状況でございます。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございます。

この追加されました特例措置108につきまして、警察庁より調査スケジュールをいただい

ております。

調査スケジュールは、①のとおりで、いずれも平成27年中に調査を行ってはどうかという事で、資料をいただいております。これを踏まえまして、平成27年度に評価を行うこととさせていただければと思っている次第でございます。

続きまして、2件目の特例措置でございます。

同じ資料の7ページ目は、特例措置番号412、「条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業」でございます。

こちらの特例措置は、一番上の<これまで>に書いてございますが、条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限を市町村へ移譲した後も、国と都道府県が協議を行うこととされている場合は、市町村がその協議を都道府県を経由して行うこととされておりました。

しかし、この特例措置を活用いたしますと、中央の黄色いところでございますが、都道府県において、経路を含めて一切の事務を行う必要がなくなるということで、都道府県の権限を市町村に移譲した場合に、その後は都道府県を挟まずに直接市町村と国が協議等を行うことができるとする特例措置でございます。

この特例措置自体は平成19年に措置されたものでございますが、今般、平成27年1月に1件の認定が出ましたので、こちらの評価時期について検討するものでございます。

実際には、下の写真がございまして、熊本県におきまして、路面電車に係る、軌道法に関する事務を県から市町村に移譲した場合に、この特例措置を使いまして、市町村と国が直接協議をするような体制をとるという事業が認定されました。

1枚おめくりいただきまして、8ページ目でございます。

調査スケジュールにつきましては、関係府省庁である総務省からスケジュールをいただいておりますので、こちらも同様に平成27年に調査を行い、評価を行うことというスケジュールを頂戴しておりますので、これを踏まえまして、平成27年度にこの特例措置の評価を行うこととしてはどうかと考えている次第でございます。

以上でございます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

それでは、評価時期の設定につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

特によろしゅうございますか。

ありがとうございます。

それでは、本日の案にて、評価・調査委員会の意見として、構造改革特別区域推進本部長に提出したいと思っております。ありがとうございます。

本日の議事は以上でございますが、ほかに何か事務局からございますでしょうか。

(渡邊参事官) 最初にお話が出ましたが、45フィートトラックの件についてでございますが、現在、所管している国土交通省といろいろと調整をしております。本日に間に合わな

かったことを事務方としておわび申し上げますとともに、改めまして、委員長と御相談の上、委員の方々にはおはかり申し上げたいと存じます。

以上でございます。

(樫谷委員長) その場合は、改めて委員会を開く必要はないのですか。

(渡邊参事官) その件も踏まえて、委員長と御相談させていただきたいと考えております。

6. 閉会

(樫谷委員長) よろしゅうございますか。

それでは、本日はこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。